

令和7年3月27日
大臣官房官庁営繕部

公共建築工事標準仕様書 令和7年版等を制定しました ～働き方改革、生産性の向上への配慮、木材利用の推進等の取組を反映～

国土交通省では、国の一般的な事務庁舎への適用を想定し、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的として、「公共建築工事標準仕様書」等を作成しています。この度、働き方改革、生産性の向上への配慮、木材利用の推進等の施策を反映し、令和7年版の制定を行いました。

これらの技術基準は、令和7年4月1日より官庁営繕工事に適用されます。

■ 今回制定を行った技術基準

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版

■ 令和4年版からの主な変更点

(1) 国としての施策への対応

○ 働き方改革、生産性の向上への配慮

「公共建築工事標準仕様書 令和7年版」ほか

- ・ 工期の変更における円滑な受発注者間の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は監督職員へ報告する規定を追加。
- ・ 情報通信技術の活用に関し、情報共有システムによる書面の提出等や、遠隔臨場についての規定を追加。

○ 木材利用の推進

「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」

- ・ 都市(まち)の木造化推進法を踏まえ、混構造を含めた多様な木造化にも対応できるよう見直し。

(2) 関係法令、基準、規格等との整合

(3) 全国的な市場性や施工実態を踏まえた仕様の見直し

※ 詳細については、HP をご参照願います。

(国土交通省 HP)

官庁営繕の技術基準 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html



<問合せ先> 大臣官房官庁営繕部 代表 03-5253-8111

・【建築工事編】	整備課 建築技術調整室	廣瀬(内線 23463)、河本(内線 23464)	直通 03-5253-8240
・【電気設備工事編】	設備・環境課	近藤(内線 23742)、中山(内線 23744)	直通 03-5253-8246
・【機械設備工事編】	設備・環境課	伊草(内線 23743)、鈴木(内線 23746)	直通 03-5253-8246
・【木造工事】	整備課 木材利用推進室	佐藤(内線 23663)、安生(内線 23475)	直通 03-5253-8949

公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書
（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）・
公共建築木造工事標準仕様書・
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
令和7年版の制定について

1. 制定方針

1. 国としての施策への対応

- 働き方改革、生産性向上への配慮
- 地球環境への配慮
- 安全・安心の確保
- 木材利用の推進

2. 関係法令、各種基準及び規格類との整合

- 法令改正等に対応
- JIS 規格等の改正等に対応

3. 標準的な建築材料・設備機材、工法による施工品質の確保

- 全国的な市場性や施工実態を把握し、施工品質確保に反映

2. 令和4年版からの主な変更点について

説明文の凡例

【共通】	：【建築】【電気設備】【機械設備】【木造】【建築改修】 【電気設備改修】【機械設備改修】の共通事項
【建築】	：公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
【電気設備】	：公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
【機械設備】	：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
【木造】	：公共建築木造工事標準仕様書
【建築改修】	：公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
【電気設備改修】	：公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
【機械設備改修】	：公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
【電気設備標準図】	：公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
【機械設備標準図】	：公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

1. 国としての施策への対応

○ 働き方改革、生産性向上への配慮

【共通】

- ・ 書面の取扱いについて、情報共有システムによる提出等ができる規定に改め、その適用及び機能要件は特記事項とする規定を追加する。
- ・ 遠隔臨場について、適用及び実施内容は特記事項とする規定を追加する。
- ・ 概成工期が特記された場合に実施工程表に概成工期を明記する規定について、受電日及び総合試運転調整に要する工程を明記することを追加する。また、総合試運転調整を行う場合の規定を追加する。
- ・ 工期について、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合、その内容を監督職員へ報告する規定を追加する。

【建築・建築改修】

- ・ 過密配筋等における施工合理化のため、高流動コンクリートの節を追加する。

【電気設備標準図】

- ・ 軽量であり狭小場所等において施工性の良い樹脂製ハンドホールを追加する。

【機械設備・機械設備改修・機械設備標準図】

- ・ コンクリート製のインバート桝の底部を左官工事が必要なモルタルに加え、同等の排水機能を確保できる製品が使えるように改める。

○ 地球環境への配慮

【共通】

- ・ 関係法令として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年法律第68号）」を追加する。

【電気設備】

- ・ 太陽光発電装置の最適運転及び自家消費に資する出力調整制御及び蓄電池一体型PCSの記載を追加する。
- ・ 中央監視制御装置のエネルギー管理装置について、蓄積とエネルギー管理支援の記載を整理・明確化のうえ改める。
- ・ 蓄電池の制御用として電力貯蔵設備に記載していた「分散電源エネルギーマネジメントシステム」について、多様な分散電源（蓄電池、太陽電池、蓄熱槽等）の制御に対応するため、記載位置を中央監視制御設備に移動し、併せて名称を「エネルギー需給制御装置」に改める。

- ・ 電力の平準化に特化して記載していた「電力平準化用蓄電装置」について、蓄電池の活用の多様化に対応するため、需給調整機能等を追加し、併せて名称を「電力調整用蓄電装置」に改める。

【電気設備標準図】

- ・ ZEB 化へ向けた取組みの推進に資するため、固有エネルギー消費効率を高めた照明器具分類（高効率形 H）を追加する。
- ・ ZEB 化へ向けた取組みの推進に資するため、微動検知人感センサの感知範囲及び制御エリアの機能を向上させた記載に改める。

【機械設備・機械設備改修】

- ・ ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機に、省エネルギーに有効な、回転形全熱交換器を組み込むことができるように改める。

【機械設備】

- ・ 小便器は、節水の観点から洗浄水量 4.0L 以下のⅠ形を削除し、洗浄水量 2.0L 以下のⅡ形を標準に改める。

○ 安全・安心の確保

【建築・建築改修】

- ・ 電動式軽量シャッターの安全装置について、急降下停止装置を設置する場合の規定を追加する。

【電気設備】

- ・ セキュリティ性能の確保のため、キャビネット等の錠の鍵についての記載を追加する。
- ・ 監視カメラによる異常把握支援のため、動体検知の標準的な機能の記載を追加する。
- ・ 中央監視制御装置の機能として、セキュリティ対策（アンチウイルス、マルウェア検知、不許可媒体監視）の特記事項の記載を追加する。

○ 木材利用の推進

【建築・建築改修・木造】

- ・ 内装の木質化等を推進するため、不燃処理木材の規定を追加する。

【木造】

- ・ 都市（まち）の木造化推進法を踏まえ、混構造を含めた多様な木造化にも対応できるよう見直し。

2. 関係法令、各種基準及び規格類との整合

○ 法令改正等に対応

【建築・建築改修】

- ・ 公共工事標準請負契約約款の改正（令和4年9月）を踏まえ、建設発生土の処理方法について、特記事項とする規定に改める。

【建築改修】

- ・ 石綿障害予防規則の改正を踏まえ、事前調査及び分析調査をそれぞれ厚生労働省大臣が定めるものを行うことの規定を追加する。また、石綿含有成形板等の除去について、規定の表現を改める。

【電気設備】

- ・ 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴い、接触防止及び立入防止の措置が規定されたことを踏まえ、注意標識等の記載を追加する。
- ・ 建設省告示の改正により、避雷設備の構造方法が JIS A 4201 から JIS Z 9290-3 に変更されたことを踏まえ、参照の記載を改める。

【電気設備改修】

- ・ 廃棄物処理法施行規則に基づく水銀使用製品産業廃棄物の扱いを明確化するため、記載を改める。
- ・ 既存の避雷設備の構造方法が従来規格（JIS A 4201）である場合の改修等における協議事項の記載を追加する。

○ JIS 規格等の改正等に対応

【建築・建築改修】

- ・ JIS A 4722 の改正に伴い、「車椅子使用者便所出入口」に関する規定を追加する。
- ・ JAS 0233（合板）、JAS 1152（集成材）の改正に伴い、材料等の表記を改める。
- ・ JIS B 1180（六角ボルト）及び JIS B 1181（六角ナット）の附属書は廃止が予定されており、JIS 本体規定品も使用できる規定に改める。

【木造】

- ・ JIS A 5414（パルプセメント板）の廃止に伴い、材料を削除する。
- ・ JIS A 5559（木質構造用ねじ）の制定に伴い、材料を追加する。

- ・ JIS A 5905（繊維板）、JIS A 9521（建築用断熱材）、JIS A 9523（吹込み用繊維質断熱材）の改正に伴い、材料等の規格を JIS に基づく規定に改める。
- ・ JAS 0233（合板）、JAS 1152（集成材）、JAS 1052（素材）の改正に伴い、材料等の規格を JAS に基づく規定に改める。

【電気設備・電気設備改修】

- ・ 日本電機工業会規格 JEM 1425 が廃止される予定（R7 年 3 月に廃止予定）であることを踏まえ、高圧スイッチギヤの記載を後継規格である JIS C 62271-200 による表記のみに改める。
- ・ 既存の高圧スイッチギヤが従来規格（JEM1425）である場合の改造等における協議事項の記載を改修仕様書に追加する。

【機械設備・機械設備改修】

JIS B 9908-6（換気用エアフィルタユニット・換気用電気集じん器の性能試験方法-第 6 部：超高性能フィルタユニットの性能試験方法）の廃止に伴い、折込み形エアフィルター（HEPA）の性能を JIS B 9927 規格群（粒子除去用高性能フィルタ（EPA, HEPA 及び ULPA）及びフィルタろ材）に改める。

3. 標準的な建築材料・設備機材、工法による施工品質の確保

○ 全国的な市場性や施工実態等を把握し、施工品質確保に反映

【建築・建築改修・木造】

- ・ 木材の見え掛り面の表面仕上げについて、施工実態等を踏まえ、プレーナー加工仕上げ程度を標準とし、かんなどとする場合には特記する規定に改める。

【建築・建築改修】

- ・ 多くの営繕工事で地盤改良を採用しているが、標準仕様書には地盤改良に対応する章・節が無いため、施工実態を踏まえ、地盤改良（深層混合処理工法及び浅層混合処理工法）を追加する。
- ・ 機械式継手及び溶接継手について、施工実態を踏まえ、外観試験を必ず実施する規定に改める。
- ・ 塩化物量の試験方法について、JIS A 1144 による塩化物量試験方法に加えるとともに、令和 6 年 8 月に国土技術政策総合研究所・建築研究所・土木研究所から公表された技術評価方法に基づいて技術評価を受けた塩化物測定器による試験方法を追加する。

【建築改修】

- ・ 既存の複合フローリングを撤去せず塗装の塗り替えを行う場合について、下地調整の規定を追加する。

【電気設備・電気設備標準図】

- ・ 構造体利用の場合の接地抵抗測定について、電圧降下法による測定は都市部では困難な場合が多いことを踏まえ、ウェンナーの四電極法により推定した接地抵抗値を用いることができる記載を追加する。
- ・ 送電網の系統安定化のため、一般送配電事業者から励磁突入対策を求められる事例が増加している実態を踏まえ、励磁突入電流抑制対策機能付き高圧負荷開閉器（LBS）の記載を追加する。
- ・ デジタル通信サービスの提供終了に伴い、ISDN 及び ADSL の記載を削除する。

【機械設備・機械設備改修】

- ・ 保温外装材のカラー亜鉛鉄板について、使用が増えている「塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板」を追加し、名称を塗装亜鉛系めっき鋼板に改める。